

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東海村は、国民健康保険税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東海村長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法及び国民健康保険法に基づき、被保険者の加入期間、所得情報等を把握し、被保険者の属する世帯の世帯主に対し、国民健康保険税を賦課する。 地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①国民健康保険税の賦課決定、更正等 ②課税情報の照会 ③納税通知書の発行 ④特別徴収対象者の管理
③システムの名称	国民健康保険システム、国保遡及賦課システム、年金集約システム、宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税課税情報ファイル、年金特徴情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表24の項、平成26年内閣府・総務省令第5号 第16条、24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表項番69,70,71 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表項番 2,3,6,13,27,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,141,158,161,164,165,166,173
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部保険課
②所属長の役職名	福祉部保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東海村総務部総務人事課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東海村福祉部保険課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	[十分である] 特定個人情報の記載がある申告書等の施錠保管の徹底・机上等に放置されていないかの日常点検を実施している。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を行っており、かつ、定期的にアクセスログの確認を行っている。また、アクセス権限の所有者には、事務取扱担当者研修において離席時のログアウト徹底や目的外利用の禁止を呼びかけており、対策を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	②法令上の根拠	・番号法第19条第7号、別表第二項番1、27、42、44、45、46	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番27、42、	事後	
平成28年4月1日	①部署	福祉部保健年金課	福祉部福祉保険課	事後	
平成28年4月1日	②所属長	福祉部保健年金課長 飯村 透	福祉部福祉保険課長 富田 浩文	事後	
平成28年4月1日	連絡先	東海村福祉部保健年金課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村福祉部福祉保険課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成29年4月1日	②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番27、42、	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番27、42、	事後	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番27、42、	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番27、42、	事後	
平成30年4月1日	①部署	福祉部福祉保険課	福祉部住民課	事後	
平成30年4月1日	②所属長の役職名	福祉部福祉保険課長 富田 浩文	福祉部住民課長	事後	
平成30年4月1日	請求先	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成30年4月1日	連絡先	東海村福祉部福祉保険課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村福祉部住民課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策		様式変更に伴い新規作成	事後	
令和2年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番27、42、	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第二項番27、42、	事後	
令和4年2月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	対象人数 1万人以上10万人未満 令和3年1月1日 時点	対象人数 1,000人以上1万人未満 令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和5年2月6日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担	福祉部住民課	福祉部保険課	事後	
令和5年2月6日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担	福祉部住民課長	福祉部保険課長	事後	
令和5年2月6日	1 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村総務部総務人事課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
令和5年2月6日	1 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	東海村福祉部住民課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村福祉部保険課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
令和5年2月6日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年2月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年11月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和5年11月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	I 3.個人番号の利用	【法令上の根拠】番号法第9条第1項、別表第一項番16、30、平成26年内閣府・総務省令第5号	【法令上の根拠】番号法第9条第1項、平成26年内閣府・総務省令第5号 第16条、24条	事後	
令和7年3月28日	②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19号第8号、別表第二項番27.42.45 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第20条、第25条（別表第二項番45に係る主務省令は未交付）	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表項番69,70,71	事後	
令和7年3月28日	②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第二項番1,2,3,26,27,28,29,42,46,62,80,83,87,97 第1条、第2条、第3条、第19条、第20条、第21条、第25条、第33条、第43条、第44条、第49条（別表第二項番29、46、83に係る省令は未交付）	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表項番 2,3,6,13,27,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,141,158,161,164,165,166,173	事後	
令和7年3月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業		【十分である】 特定個人情報の記載がある申告書等の施錠保管の徹底・机上等に放置されていないかの日常点検を実施している。	事後	新様式対応
令和7年3月28日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新様式対応
令和7年3月28日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		【十分である】 情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を行っており、かつ、定期的にアクセスログの確認を行っている。また、アクセス権限の所有者には、事務取扱担当者研修において離席時のログアウト徹底や目的外利用の禁止を呼びかけており、対策を講じている。	事後	新様式対応